件 名	松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	上下水道課
関係課	
改正対象	松前町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年松前町条例第 29
	号)
根拠法令等	
改正理由	水道事業及び下水道事業の業務に関する負担付きの寄附の受
	領等及び町の支払うべき損害賠償の額の決定に係る議会の議決
	を要する範囲の適正化を図るため、所要の改正を行うものであ
	る。
改正の主な	・議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等及び町の支払うべき
内容	損害賠償の額の決定の範囲の改正。
施 行 日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	

【その他参考事項】